

新型コロナウイルスの影響を受けた生産者の皆様へ ～高収益作物次期作支援交付金のご案内～

新型コロナウイルス感染症の発生により、売上が減少する等の影響を受けた**高収益作物(野菜・花き・果樹・茶)**について、次期作に取り組む生産者を支援します。
詳細は、[農林水産省ホームページ](#)をご覧ください。

1. 交付対象者となる生産者

要件① 令和2年2月から4月において、野菜・花き・果樹・茶の出荷実績がある又は出荷できずに廃棄した実績のある生産者。観光農園の場合は、令和2年2月から4月の間に開園していたこと。(いずれも証明が必要です。)

要件② 収入保険、農業共済、野菜価格安定制度等のセーフティネットに加入していること又は加入を検討すること

要件③ 当年度内に支援対象品目(野菜, 花き, 果樹, 茶)を作付けし、取組例等にある国で定められた取組を実施すること

2. 事業の内容

ほ場ごとに、次期作に向け、国が定める取組類型から、2つ以上の取組項目を実施した生産者へ交付金を交付。**※5月以降に実施した取組が対象になります。**

5,500円/1a × 取組面積(a)

【次期作に向けた取組の一例】

※生産者の方が、次期作に向けて取り組み易い項目の一例です。詳しくは、三次市ホームページをご確認ください。

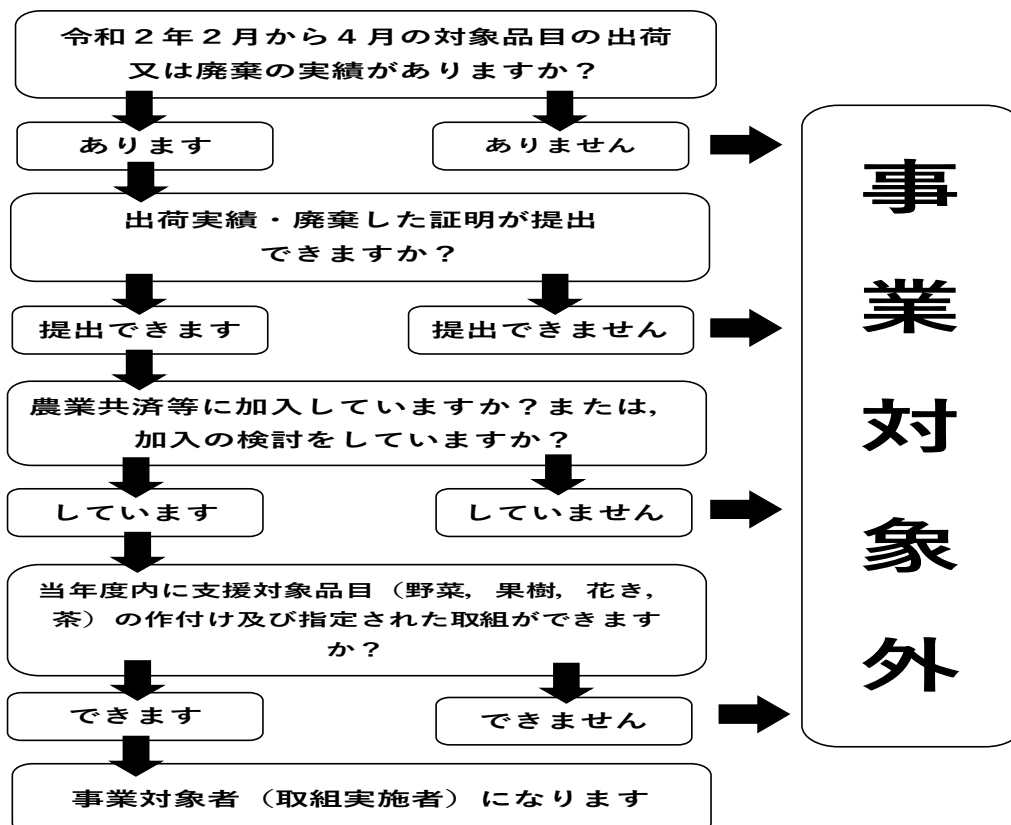
【取組例①】取組類型イー取組項目④ 肥料, 農薬の購入・利用

【取組例②】取組類型ウー取組項目⑥ 堆肥の投入, 土壌分析の実施

【取組例③】取組類型エー取組項目⑧ 安全講習会の受講

3. 事業対象フローチャート

※事業対象になるかフロー図で確認しましょう



4. 提出書類(申請時)

(1)申請書類等

- ① 令和2年度高収益作物次期作支援交付金申請書(様式1-1号)
- ② 取組計画書(様式1-2号)
- ③ 取組実施者ごとの面積等整理表(参考様式1-1)

※①から③は市ホームページからダウンロードされるか、農政課(本館4階)、各支所、JA三次 営農経済部(電話 0824-66-3852)、JA三次 各支店にあります。

(2)本地面積が確認できる書類(農地基本台帳、共済細目書、固定資産台帳のいずれか)

※取組筆のうち自作地でない筆につきましては、予め、利用権設定をされる必要があります。(利用権設定されていないものは対象外です。)

(3)令和2年2月から4月までの出荷実績又は廃棄が分かる資料

- ① 出荷伝票等
 - ② 売れ残り等で廃棄したことが分かる理由書(※様式見本は三次市ホームページからダウンロードできます。)
 - ③ 観光農園の場合、令和2年2月から4月の間に開園したことがわかる資料
- ※申請様式に必要事項をご記入の上、(2)、(3)の必要書類を添えて、提出してください

5. 提出期限

①8月末までの取組完了分 **8月17日(月)**

※取り組み項目が8月末までに終了する予定の方が対象です。

②9月以降の取組完了分につきましては、提出期限は未定です。(随時受付致しますが、国の予算状況により年度途中で受付を打ち切らせていただく場合がございますので、予め、ご了承ください。)

6. 問い合わせ先及び提出先

●三次市農業振興協議会事務局

- ・三次農業協同組合 営農経済部(電話 0824-66-3852) 又は、各支店
- ・三次市役所産業振興部農政課農林振興係(電話 0824-62-6164) 又は、各支所

7. 実績報告時に提出いただく書類(5年間保管いただく書類)

(1)実績報告書等

- ① 令和2年度高収益作物次期作支援交付金実績報告書(様式5-1号)
- ② 取組実績報告書(様式5-2号)
- ③ 取組実施者ごとの面積等整理表(参考様式1-1)

(2)取組を実施したことが確認できる資料

- ① 取組の実施に要した経費が分かる書類(日付入り資材購入伝票等)
- ② 取組を行ったことが分かる作業日誌、日付入り写真、取組筆一覧、作付写真等

(3)高収益作物次期作支援交付金振込口座届け出書(様式5-3号)

※(1)実績報告書等につきましては、市ホームページからダウンロードされるか、農政課(本館4階)、各支所、JA三次 営農経済部(電話 0824-66-3852)、JA三次 各支店にあります。

8. その他

※今後、国の動向により要件追加等の可能性があります。また、国による審査がありますので、申請されたほ場のすべてが承認されない場合があります。